

人 事 委 員 会 年 報

令 和 7 年 度

三 重 県 人 事 委 員 会

目 次

第 1 章	人事委員会の概要	1
第 1 節	人事委員会の組織と運営	1
1	人事委員会	1
2	委員会の開催状況	2
第 2 節	令和 7 年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要	8
第 3 節	職員に関する条例案に対する意見	14
第 4 節	人事委員会規則等の制定及び改廃の状況	17
1	規則の制定、改廃状況	17
2	通知の制定、改廃状況	23
第 5 節	諸会議等の開催状況	25
1	全国人事委員会連合会関係	25
2	東海・北陸人事委員会協議会関係	25
3	その他	27
第 6 節	人事委員会事務局の組織及び事務分掌等	28
1	組織及び事務分掌	28
2	歳入歳出予算・決算の概要	29
第 2 章	公務員制度・審査関係業務	32
第 1 節	公平審査	32
1	措置要求	32
2	審査請求	33
第 2 節	勤務条件	34
1	職務専念義務免除	34
第 3 節	職員団体	35
1	職員団体の登録	35
2	職員団体の登録事項変更届出	36
3	管理職員等の範囲の表	37
第 4 節	公平委員会の事務の受託	41
第 5 節	労働基準監督	42

1 勤務環境に関する実態調査	42
2 号別決定	42
3 貯蓄金管理状況報告	43
4 ボイラー等性能検査	44
5 ボイラー等設置届及び落成検査	45
6 ボイラー等廃止報告	45
7 ボイラー等休止報告	45
8 クレーン設置届及び落成検査	45
 第3章 任用関係業務	 46
第1節 採用試験	46
競争試験の受験資格・試験日程	47
令和7年度三重県職員等採用候補者試験実施状況	49
第2節 採用選考	51
1 選考職種の採用選考	51
2 職級別の採用選考	51
3 令和7年度採用選考の状況	53
第3節 臨時的任用の承認	55
 第4章 給与関係業務	 56

第 1 章 人事委員会の概要

第 1 節 人事委員会の組織と運営

1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	氏 名	委員就任年月日	在任年月	備 考
委員長	浅尾 光弘	R5.7.17～ 委員長就任 R7.7.18～	2 年 8 か月	(現) 浅尾法律事務所 弁護士
委 員 (委員長 代理)	北岡 寛之	R3.7.29～	4 年 8 か月	(元) 三重県健康福祉部長
委 員	中村 佳子	R4.7.30～ 委員長就任 R5.7.18～R7.7.17	3 年 8 か月	(現) 株式会社丸中商店 代表取締役社長

2 委員会の開催状況

令和7年度における人事委員会の会議の開催回数は24回で、審議件数は議案71件、協議11件、報告20件の計102件となっており、その状況は次のとおりである。

【第1608回】 令和7年4月11日（金）

《議案》

- 第1号 職員団体登録事項の変更について
- 第2号 職員団体登録事項の変更について
- 第3号 職員団体登録事項の変更について

《報告》

- 第1号 令和5年（不）第1号事案について
- 第2号 令和6年度職員相談（第4四半期分）について

【第1609回】 令和7年4月25日（金）

《議案》

- 第1号 令和7年度三重県職員採用候補者A試験の実施について
- 第2号 令和7年度三重県職員採用候補者B試験総合土木の実施について
- 第3号 令和7年度三重県職員採用候補者A試験（早期枠）の最終合格者の決定について

《報告》

- 第1号 令和7年職種別民間給与実態調査の概要について

【第1610回】 令和7年5月27日（火）

《議案》

- 第1号 令和7年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の第1次試験合格者の決定について

《報告》

- 第1号 令和5年（不）第1号事案について

【第1611回】 令和7年6月4日（水）

《議案》

- 第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について
- 第2号 令和7年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施について
- 第3号 令和7年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施について
- 第4号 令和7年度三重県職員採用候補者C試験（キャリア不問枠）の実施について
- 第5号 令和7年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の実施について

- 第6号 令和7年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の実施について
- 第7号 令和7年度三重県警察官B採用候補者試験の実施について
- 第8号 課長級以上の職への採用選考について

【第1612回】 令和7年6月25日（水）

《議案》

- 第1号 課長級以上の職への採用選考について

《報告》

- 第1号 令和5年（不）第1号事案について

【第1613回】 令和7年7月1日（火）

《議案》

- 第1号 令和7年度三重県職員採用候補者A試験の第1次試験合格者の決定について
- 第2号 令和7年度三重県職員採用候補者B試験総合土木の第1次試験合格者の決定について
- 第3号 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正について

《報告》

- 第1号 保有個人情報の開示をしない旨の決定に関する審査請求について

【第1614回】 令和7年7月16日（水）

《議案》

- 第1号 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部改正について
- 第2号 令和7年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の最終合格者の決定について

《協議》

- 第1号 委員長の選任及び委員長の職務を代理する委員の指定について

《報告》

- 第1号 人事委員会年報について
- 第2号 令和7年度職員相談の状況（第1四半期分）について

【第1615回】 令和7年8月7日（木）

《議案》

- 第1号 令和7年度三重県職員採用候補者A試験の最終合格者の決定について
- 第2号 令和7年度三重県職員採用候補者B試験総合土木の最終合格者の決定について

《報告》

- 第1号 人事行政の運営等の状況の報告について
- 第2号 令和5年（不）第1号事案について
- 第3号 専決処分の報告について（解雇予告除外認定）

【第1616回】 令和7年8月21日（木）

《議案》

- 第1号 三重県人事委員会事務局公文書管理規定の一部改正について

《協議》

- 第1号 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の人事管理に関する報告事項について

《報告》

- 第1号 令和7年人事院勧告について
第2号 令和5年（不）第1号事案について

【第1617回】 令和7年9月2日（火）

《議案》

- 第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
第2号 解雇予告除外認定について

《協議》

- 第1号 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について

【第1618回】 令和7年9月10日（水）

《議案》

- 第1号 三重県人事委員会事務局公文書管理規定の一部改正について

《協議》

- 第1号 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について

【第1619回】 令和7年9月18日（木）

《協議》

- 第1号 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について

【第1620回】 令和7年9月29日（月）

《議案》

- 第1号 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2号 職員団体登録事項の変更について

《協議》

- 第1号 措置要求について

【第1621回】 令和7年10月10日（金）

《議案》

- 第1号 令和7年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の第1次試験合格者の決定について

- 第2号 令和7年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の第1次試験合格者の決定について
 - 第3号 令和7年度C試験（キャリア不問枠）の第1次試験合格者の決定について
 - 第4号 令和7年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の第1次試験合格者の決定について
 - 第5号 令和7年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の第1次試験合格者の決定について
 - 第6号 令和7年度三重県警察官B採用候補者試験の第1次試験合格者の決定について
 - 第7号 措置要求について
 - 第8号 職員団体登録事項の変更について
 - 第9号 職員団体登録事項の変更について
- 《報告》
- 第1号 職員相談（第2四半期分）について

【第1622回】 令和7年11月17日（月）

《議案》

- 第1号 令和7年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について
- 第2号 令和7年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について
- 第3号 令和7年度三重県職員採用候補者C試験（キャリア不問枠）の最終合格者の決定について

【第1623回】 令和7年11月27日（木）

《議案》

- 第1号 令和7年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の最終合格者の決定について
- 第2号 令和7年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の最終合格者の決定について
- 第3号 令和7年度三重県警察官B採用候補者試験の最終合格者の決定について
- 第4号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について
- 第5号 解雇予告除外認定について
- 第6号 解雇予告除外認定について

《協議》

- 第1号 措置要求について

【第1624回】 令和7年12月4日（木）

《議案》

- 第1号 措置要求の受理について

- 第2号 令和7年（措）第1号事案に係る審理長の指定について
第3号 措置要求について

《報告》

- 第1号 専決処分の報告について（地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について）

【第1625回】 令和7年12月23日（火）

《議案》

- 第1号 令和8年度三重県職員採用候補者A試験の日程及び受験資格について
第2号 令和8年度三重県職員採用候補者A試験（早期枠）の実施について
第3号 給与関係規則の一部改正について

《協議》

- 第1号 令和5年（不）第1号事案について

【第1626回】 令和8年1月16日（金）

《議案》

- 第1号 令和8年度三重県職員等採用候補者B試験、C試験、民間企業等職務経験者試験及び警察官採用候補者試験の日程及び受験資格について

《報告》

- 第1号 令和7年度職員相談の状況（第3四半期分）について
第2号 令和7年地方公務員給与実態調査結果の概要について
第3号 令和7年（措）第1号事案について

【第1627回】 令和8年2月6日（金）

《議案》

- 第1号 一般任期付職員の採用等承認について

【第1628回】 令和8年2月19日（木）

《議案》

- 第1号 令和8年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の実施について
第2号 警視以上の職への採用選考について

《協議》

- 第1号 令和5年（不）第1号事案について

【第1629回】 令和8年3月10日（火）

《議案》

- 第1号 給与関係規則の一部改正について
第2号 課長級及び警視以上の職への採用選考について
第3号 特定任期付職員の採用等承認について
第4号 一般任期付職員の採用等承認について

- 第5号 措置要求の受理について
第6号 令和7年（措）第2号事案に係る審理長の指定について
《協議》
第1号 令和5年（不）第1号事案について
《報告》
第1号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の字句訂正について

【第1630回】 令和8年3月17日（火）

- 《議案》
第1号 一般任期付職員の任期の更新承認について
《協議》
第1号 令和5年（不）第1号事案について

【第1631回】 令和8年3月24日（火）

- 《議案》
第1号 人事委員会事務局職員の任免について
第2号 給与関係規則の一部改正について
第3号 組織改編による職の新設等に伴う関係規則等の一部改正について
第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について
第5号 令和8年度三重県職員採用候補者A試験（早期枠）の第1次試験合格者の決定について
第6号 課長級以上の職への採用選考について
第7号 令和5年（不）第1号事案について
《報告》
第1号 専決処分の報告について（解雇予告除外認定）

第2節 令和7年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

令和7年10月15日 三重県人事委員会

【職員の給与に関する報告及び勧告】

給与勧告のポイント

『4年連続で月例給・ボーナスともに引上げ』

1 月例給：給料表を引上げ

- ・初任給を引上げ
- ・若年層に重点を置きつつ、全ての号給を引上げ改定

2 ボーナス：支給月数を年間0.05月分引上げ

- ・年間 4.60 月⇒4.65 月

I 本年の民間給与との比較による給与改定

1 職員の給与と民間給与との比較

- ・企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の801民間事業所から抽出した161事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施
- ・公民給与の比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上へ見直し

(1) 月例給

(参考) 国

区 分	金 額 等	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	398,579円	429,494円
職員(行政職)の給与 (B)	386,951円	414,480円
公民較差(A)－(B)	11,628円 (3.01%)	15,014円 (3.62%)

※公民較差の額11,628円は、昭和60年の13,839円以来、40年ぶりの水準

公民較差の率3.01%は、平成3年の3.69%以来、34年ぶりの水準

(2) ボーナス

民間事業所の支給割合は給与月額との4.63月分に相当しており、職員の平均支給月数(4.60月)が0.03月分下回っていた。

2 本年の民間給与との比較により改定すべき事項

(1) 月例給

- ・公民較差を解消するため、行政職給料表を引上げ改定
初任給を引上げ
A試験(大学卒程度) 228,300円⇒239,900円 (5.1%)
C試験(高校卒程度) 195,200円⇒209,000円 (7.1%)
若年層に重点を置きつつ、全ての号給を引上げ
- ・行政職給料表以外の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定
- ・子に係る扶養手当を引上げ改定(子1人12,000円⇒13,000円)
- ・特地勤務手当等について、地域手当との調整の廃止等を実施

○改定内容（行政職）

区分	配分額	配分率
給料	10,423円	2.69%
諸手当	627円	0.16%
はね返し分	535円	0.14%
計	11,585円	2.99%

（注）「はね返し分」とは、給料表等の引上げ改定により地域手当等の額が増加する分

（２）ボーナス

- ・職員の期末・勤勉手当の平均支給月数（4.60月）が、民間の特別給の支給割合（4.63月）を下回っていることから、支給月数を4.65月に引上げ
※支給月数はこれまで0.05月単位で改定
- ・引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ配分

○改定後の支給月数（一般の職員の場合）

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.25月（支給済）	1.275月（現行1.25月）
	勤勉手当	1.05月（支給済）	1.075月（現行1.05月）
令和8年度以降	期末手当	1.2625月（前年1.25月）	1.2625月（前年1.275月）
	勤勉手当	1.0625月（前年1.05月）	1.0625月（前年1.075月）

（３）初任給調整手当

- ・医師等に対する支給月額を人事院勧告に準じて引上げ

（４）宿日直手当

- ・人事院勧告に準じ所要の改定

３ 実施時期

- ２（１）、（３）及び（４）：令和7年4月1日
 ２（２）：令和7年12月1日（令和8年度以降の改定は、令和8年4月1日）

参 考

勧告どおり本年の民間給与との比較による給与改定が実施された場合の職員給与

改定前（A）		改定後（B）		差額（B）－（A）	
月例給	年間給与	月例給	年間給与	月例給	年間給与
386,951円	6,496千円	398,536円	6,712千円	11,585円	216千円

- （注） 1 行政職 4,664人（平均年齢42.9歳 平均経験年数21.1年）の平均
 2 年間給与は月例給与とボーナスの合計

Ⅱ その他の本年の給与改定

1 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

- ・月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当について、法令改正や最低賃金の引上げ、他の都道府県の動向をふまえ、導入の検討が必要

2 級別資格基準表の廃止

- ・人事院勧告に準じて、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める級別資格基準表に係る制度を廃止

3 地域手当

- ・人事院勧告に準じて、令和8年度の級地別支給割合を設定（医師または歯科医師を除く県内に勤務する職員の支給割合は、引き続き4.7%）

4 へき地手当等

- ・特地勤務手当等と類似の趣旨の手当であると考えられることから、人事院勧告をふまえた文部科学省の考え方を注視していく必要

5 通勤手当

- ・人事院勧告における措置については、三重県の実態や実情をふまえるとともに、他の都道府県における状況を考慮のうえ、任命権者において適切に見直しを検討していく必要
- ・月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、人事院勧告に準じた所要の措置を講ずることが適当

Ⅲ その他の課題

1 教育職員の給与

- ・給特法等の一部を改正する法律が公布され、教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%へ段階的に引き上げる等の措置が講じられることとなり、今後、関係法令の改正や国における予算措置の動向をふまえ、教育職員の処遇の改善と見直しに適切に対応する必要

2 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等に関する人事院の取組

- ・本年の人事院勧告では、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めるとしており、その動向を注視していく必要

【人事管理に関する報告】

1 人材の確保

- ・民間企業、国、地方公共団体間での人材獲得競争が激しくなる中、高度化・複雑化・多様化する行政課題に的確に対応するため、多様で有為な人材を確実に採用していくことが必要
- ・転職市場が活発化しており、若年層以外の多様な経験や高度な専門性を有する人材からも積極的に採用することが必要
- ・人材確保にあたっては、公務員志望者を確実に三重県への受験に結び付けることはもとより、公務員志望ではない層の関心を高めるために、採用活動のさらなる改善も必要
- ・教員や警察官についても、説明会等を通じて、魅力ややりがいと伝えることで、志望者を増やし、人材の確保につなげる必要がある

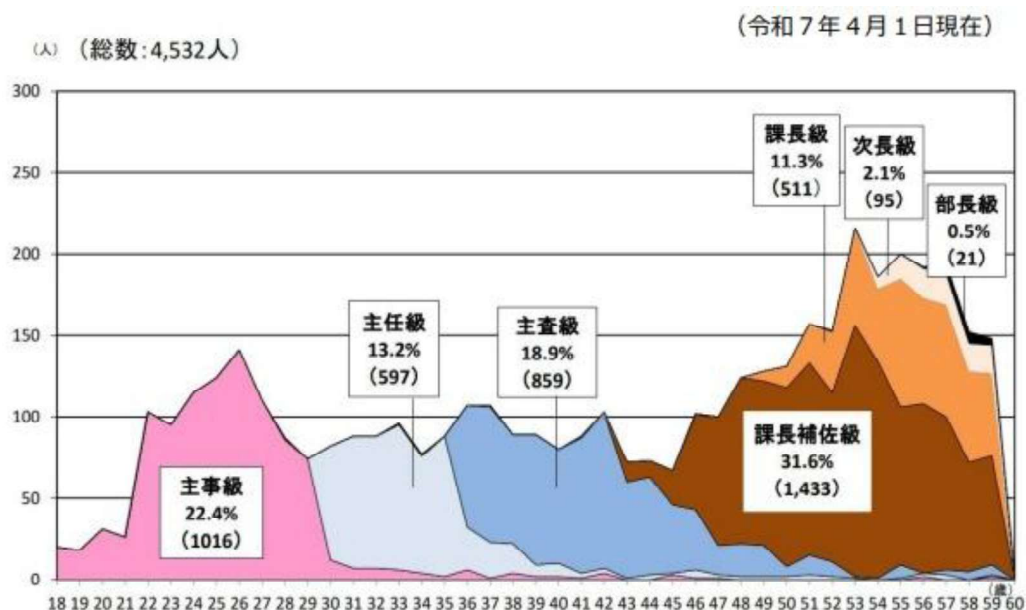
2 適切な人材活用等による組織力の向上

(1) 組織全体で取り組む人材育成

ア 若手・中堅職員の人材育成

- ・若手・中堅職員は、自身が早期にマネジメントを行う立場となるため、今後組織の中で必要な能力や積むべき経験について、キャリアデザイン研修等とおして、主体的に考え、学んでいくことが重要
- ・管理職員は、定期的実施する面談において、適切なアドバイスを行いながら、必要に応じて、面談以外の場面においてもコミュニケーションを図ることが必要

【年齢・職級別職員構成】



(注)・「令和7年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、県立学校の行政職給料表・研究職給料表・医療職給料表(二)・医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。
・定年引上げの対象となった職員を除いています。

イ 能力や適性に基づいた人材育成

- ・ 職員が抱えるさまざまな事情に配慮しつつ、幅広い業務経験を積めるよう人事配置について工夫するとともに、職員自らが具体的なキャリアビジョンを描ける環境づくりに引き続き取り組んでいくことが必要

(2) 適切な人事評価に基づく人事管理

- ・ 評価者・被評価者それぞれが、任命権者ごとに定められた制度の趣旨や運用方法について理解した上で、職員の能力及び業績を公正に把握して、評価結果に基づいた適切なフィードバックを行うことが必要
- ・ 職員の育成支援と併せて各職級に求められる職責を果たしているかなどを把握し、下位の評語を含めて適正な評価を行うことが必要

(3) 60歳を超えて働く職員の活用

- ・ 60歳を超える職員が培ってきた知識と経験を生かせるよう、適材適所の人事配置を行うとともに、いきいきと働くことができる職場環境づくりを推進していくことが必要
- ・ 60歳を迎える職員に対し、定年の引上げに係る制度の趣旨や給与、求められる役割等について伝え、これらを理解・納得した上でこれからの働き方を選択できるようにすることが重要

(4) DXの推進による組織力の向上

- ・ 管理職員が自ら積極的にデジタルツールを利用するなど、DXに対する気運を醸成するとともに、職員も自分自身の業務を深く理解し、デジタルツールの活用もふまえどのように業務を改善できるかという意識を持つことが重要
- ・ 年齢や役職にかかわらず、職員一人ひとりがDXの推進について当事者意識を持つことにより、効果的に取組を推進していくことが必要

(5) 不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

- ・ 職員の非違行為に対して厳正に対処するとともに、発生した原因を詳細に検証し、再発防止策を考え、組織全体で共有し、実践するなどして、不祥事及び不適切な事務処理を根絶できるよう取り組んでいくことが必要
- ・ 所属長をはじめとする管理職員においては、環境が変化する場面には特に留意しつつ、いつでも安心した雰囲気での話し合いができる職場づくりに取り組むことが重要

(6) 非常勤職員に係る人事管理

- ・非常勤職員が高い意欲を持ち、能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に努めることが重要

3 勤務環境の整備

(1) 知事部局等における労務管理の推進

- ・長時間勤務の是正について、業務量に応じた定数管理を行うことはもとより、業務の削減や合理化に加え、柔軟な応援体制の構築など、適切な人員配置等に取り組むことが重要
- ・職員がメンタルヘルス不調に陥らないよう計画的かつ継続的に取り組んでいくことが重要

(2) 学校における労務管理の推進

- ・県及び市町の教育委員会と学校は、一体となって業務の適正化や行事等の見直し、専門人材・地域人材の活用等に取り組んでいくことが必要
- ・精神疾患による休職者が減少するよう、精神科医や臨床心理士等の専門家からの助言を参考に、より効果的なメンタルヘルス対策を進めていくことが必要

(3) 警察における労務管理の推進

- ・勤務環境の整備や心理的・身体的にも負荷がかかる職員の健康管理について取り組んでいくことが必要

(4) 柔軟な働き方

- ・さまざまな事情を抱える職員が働きやすい職場環境を整備することが必要
- ・職員一人ひとりがライフスタイルに応じて働くことができる職場環境となるよう、組織全体で業務量や人員体制の見直しについて検討することが重要

(5) ゼロ・ハラスメントの実現

- ・ハラスメントは決して許されない行為であり、貴重な人材の損失にもつながることから、組織全体で対応すべき問題としてとらえることが重要
- ・行政サービスの提供に支障が生じることがないように、さまざまなハラスメントから職員を守る仕組みづくりが必要

第 3 節 職員に関する条例案に対する意見

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき、三重県議会から職員に適用される基準の実施、その他職員に関する条例案に対する意見を求められ、意見を提出した。

その概要は、次表のとおりである。

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R7.6.4 〔令和 7 年 定例会〕	議案 第 106 号	・ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、部分休業に関する規定等を整備するものであり、適当と認めます。
R7.11.27 〔令和 7 年 定例会〕	議案 第 165 号	・ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等に鑑み、教職調整額の規定等を整備するものであり、適当と認めます。

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R7.11.27 〔令和 7 年 定例会〕	議案 第 166 号	・ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定を整備するものであり、適当と認めます。
R7.12.3 〔令和 7 年 定例会〕	議案 第 196 号 議案 第 198 号	・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が令和 7 年 10 月 15 日に行った職員の給与に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認めます。

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R7.12.3 〔令和 7 年 定例会〕	議案 第 197 号 議案 第 199 号	・ 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案は、常勤の一般職に属する職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものであり、適当と認めます。

第4節 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

1 規則の制定、改廃状況

令和7年度に人事委員会が制定、改廃した人事委員会規則は、次表のとおりである。

(1) 公務員制度・審査関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 12-11	R7.7.18 (R7.10.1)	職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則	部分休業制度の拡充に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 13-2	R7.9.9 (R7.10.1)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	仕事と介護の両立支援の拡充に伴い、規定の整備を行った。
共同規則 平成7年 第4号	R7.9.9 (R7.10.1)	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	仕事と介護の両立支援の拡充に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 12-4	R8.3.31 (R8.4.1)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴い、所要の改正を行った。
人委規則 12-13	R8.3.31 (R8.4.1)	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先公益的法人の見直しに伴い、所要の改正を行った。

(2) 任用関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
		該当なし	

(3) 給与関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-30	R7.7.4 (R7.7.4)	職員の特地勤務手当等 に関する規則の一部を 改正する規則	準特地公署に指定されている甲賀 警察官駐在所の廃止に伴い、当該 公署を別表第2から削除した。
人委規則 7-1	R7.12.24 (R7.12.24)	三重県職員退職手当支 給条例施行規則の一部 を改正する規則	①様式第二及び様式第二の二中 「六月」を「六箇月」に改め た。 ②様式第二の八の二中「1 月」を 「1 か月」に改めた。 ③様式第二の八の三中「6 月」を 「6 か月」に、「2 月」を「2 か 月」に改めた。 ④様式第五から様式第十五につい て、内閣官房令の改正をふま え、行政不服審査法、行政事件 訴訟法に則した文言とした。 ⑤その他規定を整備した。
共同規則 昭和30年 第1号	R7.12.24 (R7.12.24)	公立学校職員の退職手 当に関する条例施行規 則の一部を改正する規 則	①様式第二及び様式第二の二中 「六月」を「六箇月」に改め た。 ②様式第二の八の二中「1 月」を 「1 か月」に改めた。 ③様式第二の八の三中「6 月」を 「6 か月」に、「2 月」を「2 か 月」に改めた。 ④様式第五から様式第十五につい て、内閣官房令の改正をふま え、行政不服審査法、行政事件 訴訟法に則した文言とした。 ⑤その他規定を整備した。
人委規則 7-4	R7.12.24 (R7.12.24)	職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改 正する規則	栄養士が行う特殊勤務に係る規定 に「管理栄養士」を明記した。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-6	R7.12.24 (R7.12.24)	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	栄養士が占める職について、管理栄養士についても医療職給料表（二）を適用するため、当該規定に「管理栄養士」を明記した。
人委規則 7-7	R7.12.24 (R7.12.24)	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	① 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることに伴い、医療職給料表（二）初任給基準表に「管理栄養士」を明記した。 ② 4 年制大学を卒業した歯科技工士及び歯科衛生士の確保が必要であることから、歯科技工士及び歯科衛生士について、大学卒の初任給基準を新設した。 ③ 保健師及び薬剤師を対象とした民間企業等職務経験者試験の実施に伴い、研究職給料表初任給基準表及び医療職給料表（三）初任給基準表の採用試験の区分に「民間企業等職務経験者試験」を新設した。
人委規則 7-27	R7.12.24 (R7.4.1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医療職給料表（一）の改定による医師及び歯科医師に支給される初任給調整手当の支給限度額の引上げに伴い、職員の区分及び期間の区分に応じた支給額を国に準じて改定した。
人委規則 7-30	R7.12.24 (R7.4.1)	職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	① 特勤勤務手当と地域手当の調整を廃止した。 ② 特勤勤務手当等の算定基礎について規定を整備した。 ③ その他規定を整備した。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-9	R7.12.24 (R7.4.1)	職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	支給額について、人事院勧告に準じて改定した。
人委規則 7-8	R7.12.24 (R8.4.1)	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	駐車料金に対する通勤手当の支給額について、2分の1の額から全額に改正した。
共同規則 昭和35年 第1号	R7.12.24 (R8.4.1)	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	駐車料金に対する通勤手当の支給額について、2分の1の額から全額に改正した。
人委規則 7-16	R7.12.24 (①については R7.12.24 施行 R7.12.1 適用 ②については R8.4.1 施行)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	①令和7年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和8年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。
共同規則 昭和39年 第2号	R7.12.24 (①については R7.12.24 施行 R7.12.1 適用 ②については R8.4.1 施行)	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	①令和7年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和8年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。
人委規則 7-77	R7.12.24 (①については R7.12.24 施行 R7.12.1 適用 ②については R8.4.1 施行)	会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	①令和7年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和8年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。
共同規則 令和元年 第5号	R7.12.24 (①については R7.12.24 施行 R7.12.1 適用 ②については R8.4.1 施行)	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	①令和7年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和8年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
共同規則 昭和 30 年 第 2 号	R7.12.24 (R8.1.1)	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	①船員作業手当を新設した。 ②多学年学級担当手当を廃止した。 ③教員特殊業務手当（災害時等）の手当額を改正した。 ④その他規定を整備した。
共同規則 昭和 30 年 第 4 号	R7.12.24 ①については R8.1.1 施行 ②③については R7.12.24 施行 R7.4.1 適用	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	① 3 級と特 2 級の逆転防止に加えて、4 級と特 2 級の逆転防止措置を講じた。 ②宿日直手当額を改正した。 ③へき地手当と地域手当の調整を廃止した。
共同規則 昭和 50 年 第 10 号	R7.12.24 (R8.1.1)	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	①学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担当する業務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額に、3,000 円を加算した。 ②職務の級及び号給ごとに定める義務教育等教員特別手当の月額を改めた。 ③その他規定を整備した。
人委規則 7-75	R8.3.13 (R8.3.23)	等級別基準職務に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例にかかる別表第五の等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の程度が同程度の職務を定める規則別表の規定を整備した。
人委規則 7-12	R8.3.13 (R8.3.23)	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	管理職手当を支給する職及び手当の区分を定める規則別表第一の規定を整備した。
共同規則 昭和 30 年 第 4 号	R8.3.13 (R8.1.1)	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	高等学校等教育職給料表の 4 級の職員に対する給料の調整額に係る調整基本額を改めた。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-83	R8.3.25 (R8.4.1)	職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	大学生年代の扶養親族の認定基準（恒常的な所得見込額）について、年額 130 万円から 150 万円に引き上げた。
共同規則 昭和 30 年 第 3 号	R8.3.25 (R8.4.1)	公立学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	大学生年代の扶養親族の認定基準（恒常的な所得見込額）について、年額 130 万円から 150 万円に引き上げた。
共同規則 令和元年 第 5 号	R8.3.25 (R8.4.1)	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	非常勤講師の報酬の額を改めた。
共同規則 昭和 30 年 第 4 号	R8.3.25 (R8.4.1)	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	特別の地域に所在する度会郡大紀町立大紀中学校について、度会郡大紀町立大宮中学校との統合により、大宮中学校の場所に移転することに伴い、特別の地域に所在する学校指定表から削除した。
人委規則 7-7	R8.3.25 (R8.4.1)	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	級別資格基準表を廃止し、同表に係る規定を改めた。
共同規則 昭和 45 年 第 21 号	R8.3.25 (R8.4.1)	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	級別資格基準表を廃止し、同表に係る規定を改めた。
人委規則 7-75	R8.3.31 (R8.4.1)	等級別基準職務に関する規則の一部を改正する規則	給与条例別表第五 等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の程度が同程度の職務を規定する別表の規定を整備した。
人委規則 7-12	R8.3.31 (R8.4.1)	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	管理職手当を支給する職及び手当の区分を規定する別表第一の規定を整備した。

2 通知の制定、改廃状況

令和7年度に人事委員会が制定、改廃した任命権者あての規則の運用等に関する通知は、次表のとおりである。

(1) 公務員制度・審査関係

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第 43 号	R7.7.18 (R7.10.1)	「育児休業等の運用について」の一部改正	職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の改正に伴い規定の整備を行った。
人委 第 72 号	R7.9.9 (R7.9.9)	「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用方針について」の一部改正	災害に係る特別休暇の対象範囲の見直しに伴い、規定の整備を行った。

(2) 任用関係

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
		該当なし	

(3) 給与関係

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第 81 号	R7.9.3 (R7.4.1)	「住居手当の運用について」の一部改正	扶養親族でない配偶者が居住する三重県内の住宅について、職員の生活の本拠となっている住宅とすることができるよう、規定を改めた。
人委 第 149 号	R7.12.24 (R7.12.24)	「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正	在職期間に経験年数換算表を適用する場合の取り扱いについて「管理栄養士」を明記した。

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第 149 号	R7.12.24 (R8.4.1)	「職員の通勤手当に関する規則の実施について」の一部改正	駐車料金に対する通勤手当の支給額について、規定を整備した。
人委 第 149 号	R7.12.24 (R7.4.1)	「特地勤務手当等の運用について」の一部改正	特地勤務手当等の算定基礎の見直しに伴い、規定を整備した。
人委 第 186 号	R8.3.13 (R8.3.23)	「職員の管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正	参事官に係る職欄に規定する「人事委員会が別に定めるもの」について、規定を整備した。
人委 第 205 号	R8.3.25 (R8.4.1)	「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正	①級別資格基準表の廃止に伴い、同表に係る規定を整備した。 ②その他規定を整備した。
人委 第 205 号	R8.3.25 (R8.4.1)	「免許所有職員等の経験年数の取扱いについて」の一部改正	①級別資格基準表に係る規定を整備した。 ②その他規定を整備した。
人委 第 205 号	R8.3.25 (R8.4.1)	「獣医師の初任給等の取扱いについて」の一部改正	級別資格基準表に係る規定を削った。
人委 第 205 号	R8.3.25 (R8.4.1)	「一般職の任期付職員の採用等の運用について」の一部改正	級別資格基準表に係る規定を削った。
人委 第 205 号	R8.3.25 (R8.4.1)	「扶養手当の運用について」の一部改正	①令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置の終了に伴い、規定を整備した。 ②その他規定を整備した。
人委 第 207 号	R8.3.25 (R8.3.25)	「職員の管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正	課長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）に係る職欄に規定する「困難な業務を行うもの」について、規定を整備した。
人委 第 228 号	R8.3.31 (R8.4.1)	「会計年度任用職員の報酬等に関する規則の運用について」の一部改正	会計年度任用職員の報酬等に関する条例第 3 条第 5 項の規定により報酬の額を定めた職員を追加した。

第5節 諸会議等の開催状況

各会議の開催状況は次表のとおりである。

1 全国人事委員会連合会関係

(1) 全国人事委員会連合会総会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R7.6.27	第133回総会	1 令和6年度決算について 2 令和7年度事業計画案及び予算案について 3 第134回総会について

2 東海・北陸人事委員会協議会関係

(1) 委員長・事務局長会議及び事務局長会議

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R7.5.27 書面開催	令和7年度 東海・北陸人事委員会協議会 委員長・事務局長 会議地区別会議 (合同会議は開催なし)	令和6年度事業報告及び決算について
R7.9.19 書面開催	令和7年度 東海・北陸人事委員会協議会 事務局長会議	1 令和8年度事業計画及び予算について 2 令和8年度幹事人事委員会の選出について 3 令和8年度会計監事の選出について

(2) 公平・労基事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R8.1.29 Web開催	令和7年度 東海・北陸人事委員会協議会 公平・労基事務専門部会	1 審査請求棄却(処分承認) 案件の処分事由において、処分者とは異なる事実評価又は法的解釈の余地がある場合における人事委員会の判断について 2 措置要求における審査の迅速化について 3 職員相談の対応方法について 4 電話での苦情相談について 5 熱中症対策の状況について 6 勤務条件調査における客観的労働時間の把握方法について 7 労基事務手続等の「電子化」について

(3) 任用事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R8.3.4 書面開催	令和7年度 東海・北陸人事委員会協議会 任用事務専門部会	1 高校生を対策とした採用試験(初級試験)の日程前倒しについて

(4) 給与事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R8.1.7 書面開催	令和7年度 東海・北陸人事委員会協議会 給与事務専門部会	給与勉強会 (給与制度等に関する意見交換について)

3 その他

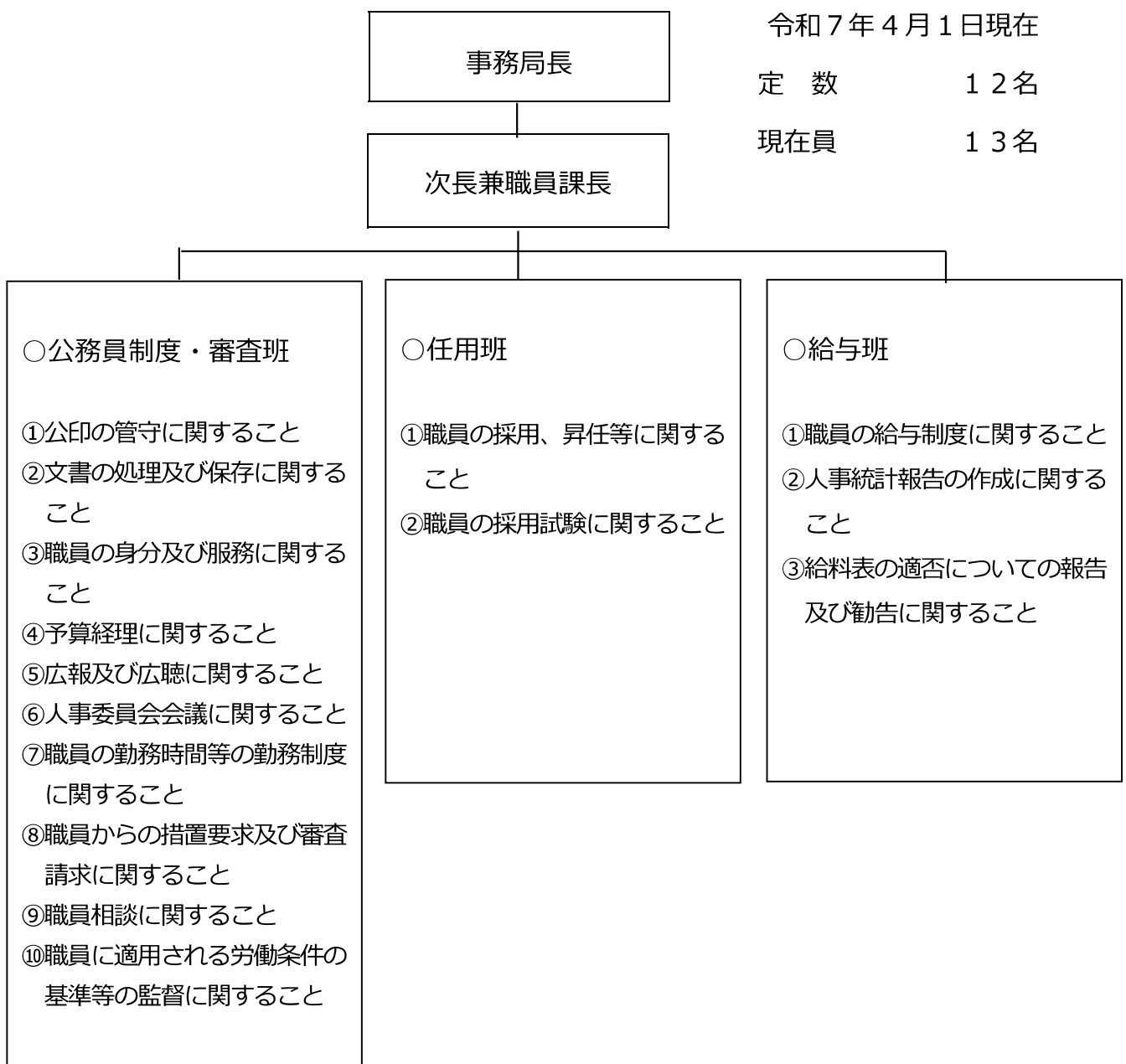
(1) 職員採用関係

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R7.10.24 Web開催	三重県庁魅力発見 オンライン講座	1 県の業務概要説明「三重県職員の基礎知識」 2 先輩職員による講演「私が三重県職員を選んだ理由～三重県職員として働く魅力～」 3 若手職員トークセッション
R8.1.17 対面及び Web開催	三重県職員等 採用試験説明会	1 試験制度の説明 2 先輩職員による職種紹介

第6節 人事委員会事務局の組織及び事務分掌等

1 組織及び事務分掌

人事委員会事務局の組織・職員の定数及び配置状況並びに事務分掌は、次のとおりである。



2 歳入歳出予算・決算の概要

人事委員会事務局の歳入歳出予算及び決算の概要は、次表のとおりである。

(1) 歳入

(単位：円)

区 分 予算科目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
第 7 款 分担金及び負担金	255,000	255,125	0	0
第 2 項 負担金	255,000	255,125	0	0
第 6 目 総務費負担金	255,000	255,125	0	0
災害救助費負担金	255,000	255,125	0	0
第 12 款 繰入金	0	0	3,414,000	3,414,000
第 2 項 基金繰入金	0	0	3,414,000	3,414,000
第 1 目 基金繰入金	0	0	3,414,000	3,414,000
基金繰入金	0	0	3,414,000	3,414,000
第 14 款 諸収入	84,000	87,500	92,000	77,576
第 5 項 受託事業収入	14,000	14,000	14,000	14,000
第 1 目 総務関係受託事業収入	14,000	14,000	14,000	14,000
公平事務受託事業収入	14,000	14,000	14,000	14,000
第 8 項 雑入	70,000	73,500	78,000	63,576
第 2 目 雑入	70,000	73,500	78,000	63,576
雑入	70,000	73,500	78,000	63,576

(2) 歳出（予算科目 第2款総務費、第9項人事委員会費、第1目人事委員会費）

(単位：円)

区 分 予算科目	令和6年度		令和7年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
目 人事委員会費	126,821,000	124,770,829	144,749,000	143,229,784
報 酬	8,403,000	7,988,410	8,323,439	8,323,439
給 料	49,355,000	49,012,800	51,611,660	51,611,660
職員手当等	35,541,000	35,306,011	38,469,651	38,344,920
扶養手当	1,420,820	1,420,820	2,160,000	2,140,863
通勤手当	1,536,000	1,521,990	2,144,000	2,139,320
期末勤勉手当	23,832,000	23,817,891	25,197,272	25,197,272
時間外勤務手当	3,432,708	3,287,474	3,553,651	3,496,052
管理職手当	2,111,000	2,110,800	2,111,000	2,110,800
管理職特別勤務手当	28,000	17,000	19,000	0
特殊勤務手当	9,000	8,640	0	0
休日勤務手当	13,472	13,472	0	0
地域手当	2,486,000	2,469,524	2,649,000	2,625,523
住居手当	672,000	638,400	635,728	635,090
共 済 費	17,715,000	17,390,044	18,406,689	18,361,811
共済負担金	17,132,000	16,859,814	17,789,689	17,789,689
社会保険料	583,000	530,230	617,000	572,122
報 償 費	12,000	0	16,000	11,000
旅 費	998,000	728,506	1,070,186	899,241
交 際 費	20,000	0	20,000	0
需 用 費	2,346,000	2,094,954	2,776,516	2,269,524
消耗品費	1,227,000	1,050,812	1,544,653	1,464,699
印刷製本費	1,117,000	1,044,142	1,229,863	804,825
修繕料	2,000	0	2,000	0
役 務 費	758,000	685,633	605,709	581,539
通信運搬費	700,000	645,903	562,709	562,709
手数料	33,000	32,230	18,000	16,830
傷害保険料	25,000	7,500	25,000	2,000
委 託 料	7,984,801	7,936,632	19,159,000	18,987,147
使用料及び賃借料	1,025,199	998,339	1,168,000	883,283
備品購入費	150,000	126,500	378,150	243,870
負担金補助及び交付金	2,513,000	2,503,000	2,744,000	2,712,350

(3) 事業細目別歳出

(単位：円)

区 分 予算科目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
人事委員会費	126,821,000	124,770,829	144,749,000	143,229,784
総務費	112,657,000	111,137,006	118,818,000	118,411,245
調査費	620,000	471,307	775,000	666,277
試験実施費	13,315,000	12,980,672	24,997,000	24,077,201
審査費	229,000	181,844	159,000	75,061

第 2 章 公務員制度・審査関係業務

第 1 節 公平審査

1 措置要求

令和 7 年度においては、次表のとおり、勤務条件に関する新たな措置要求事案が 8 件あった。

区分	R7.3.31 現在の未処理 件数	R7.4.1～ R8.3.31 の措置要求 件数	R7.4.1～ R8.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R8.3.31 現在の未処理 件数
				R7.3.31 現在の 未処理件数 にかかる 処理件数	R7.4.1～ R8.3.31 の措置要求 にかかる 処理件数	
給与						
旅費						
勤務時間		2	1		1	1
休暇		1				1
執務環境						
厚生福利						
転任						
その他		5	5		5	
合計		8	6		6	2

2 審査請求

令和7年度においては、次表のとおり、不利益処分に関する新たな審査請求事案はなかった。

区分		R7.3.31 現在の未処理 件数	R7.4.1～ R8.3.31 の審査請求 件数	R7.4.1～ R8.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R8.3.31 現在の未処理 件数
					R7.3.31 現在の 未処理件数 にかかる 処理件数	R7.4.1～ R8.3.31 の審査請求 にかかる 処理件数	
分 限 処 分	降給						
	降任						
	休職						
	免職						
懲 戒 処 分	戒告						
	減給						
	停職						
	免職	1		1	1		
転任							
その他							
合計		1		1	1		

第 2 節 勤務条件

1 職務専念義務免除

令和 7 年度において、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 29 年三重県人事委員会規則 12－3）第 2 条第 11 号及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第 4 号）第 14 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、職務専念義務の免除又は福利厚生等休暇を承認した事例はない。

第3節 職員団体

1 職員団体の登録

地方公務員法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

(令和8年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・ 非法人 の別	役員数	登録年月日	登録 番号
三重県職員労働組合	津市広明町 13 番地	中央執行委員長 鳥羽 幸也	非法人	23 名	S41.10.12	1
三重県教職員組合	津市桜橋2丁目 142 番地	中央執行委員長 山門 真	法 人	14 名	S41.10.12	2
みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン	津市寿町 7-50 みえ労連内	執行委員長 鍋矢 善史	非法人	11 名	H17.5.25	3
四日市港管理組合 労働組合	四日市市 霞二丁目 1 番地の 1	執行委員長 太田 吉則	非法人	10 名	H22.7.12	4
三重県職員現業評議会	津市広明町 13 番地	議長 林 裕記	非法人	9 名	H29.10.1	5
三重部活動問題 レジスタンス	四日市市川島町 6200-185	委員長 長谷川 祐希	非法人	4 名	R4.5.26	6

2 職員団体の登録事項変更届出

令和7年度、地方公務員法第53条第9項の規定に基づく職員団体における登録事項の変更
手続の提出は次表のとおりである。

職員団体名	変更の内容	申請年月日	登録年月日
三重県職員労働組合	役員の変更	R7.4.1	R7.4.11
三重県教職員組合	役員の変更	R7.4.1	R7.4.11
四日市港管理組合 労働組合	役員の変更	R7.4.4	R7.4.11
みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン	規約の変更	R7.9.13	R7.9.29
三重県教職員組合	定款の変更	R7.9.22	R7.10.10
みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン	役員の変更	R7.9.30	R7.10.10

3 管理職員等の範囲の表

地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、人事委員会により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等の範囲を定めている。令和 7 年 3 月 28 日に公布した管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

適用 年月日	内 容		
R7.4.1	本 庁	議会事務局	事務局長 次長 課長 調整監 政策法務監 副参事 総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（議長及び副議長の秘書並びに人事担当のものに限る。）
	本 庁	知事部局	危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 交通政策総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 子ども政策総括監 児童虐待対策総括監 廃棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括監 中小企業・経営改革推進総括監 インバウンド誘客総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 人権・危機管理監 コンビナート防災監 南海トラフ地震対策推進監 地域共生社会推進監 人権監 犯罪被害者支援調整監 消費生活監 ごみ処理広域化推進監 農林水産政策・輸出促進監 海づくり・海業推進監 中小企業・経営改革推進監 建設企画監 建築審査監 検査監 部の人事を担当する班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 総務部総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部秘書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随同行秘書担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行財政改革担当及び定数担当のものに限る。） 総務部法務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当、懲戒担当、給与制度担当及び人材活用担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容		
R7.4.1	本 庁	出納局	会計管理者 出納局長 副局長 課長 専門監 会計支援監 出納総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（ 人事担当のものに限る。）
	本 庁	教育委員会 事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事 課 長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監 学校防 災推進監 教育 I C T 化推進監 特別支援学校整備推進 監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事 教育総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技 師（法令及び教育長秘書担当のものに限る。） 教育政 策課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（教 育改革担当のものに限る。） 教職員課班長、主幹、係 長、主査、主任、主事及び技師（人事、組織、採用及び 法令担当のものに限る。） 福利・給与課班長、主幹、 係長、主査、主任、主事及び技師（給与担当のものに限 る。） 市町教育支援・人事担当主幹、主査、主任及び 主事
	本 庁	選挙管理委 員会事務局	書記長
	本 庁	人事委員会 事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査 主任 主 事及び技師
	本 庁	監査委員事 務局	事務局長 次長 課長 班長、監査主幹、係長又は監査主 査（人事担当のものに限る。）
	本 庁	労働委員会 事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査
	本 庁	海区漁業調 整委員会事 務局	事務局長 主幹又は主査（人事担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容	
R7.4.1	地域機関	地域防災総合事務所 所長 副所長 室長 人権啓発監 副参事 専門監 地域活性化局 局長 副局長 室長 人権啓発監 副参事 専門監 消防学校 校長 副校長 副参事 東京事務所 所長 副所長 県税事務所 所長 副所長 室長 副参事 専門監 自動車税事務所 所長 副所長 保健所 所長 副所長 室長 副参事 専門監 福祉事務所 所長 副参事 専門監 児童相談所 所長 副所長 室長 副参事 食肉衛生検査所 所長 副所長 副参事 動物愛護推進センター 所長 保健環境研究所 所長 室長 精度管理監 総括研究員 副参事 女性相談支援センター 所長 国児学園 園長 副園長 障害者相談支援センター 所長 副参事 子ども心身発達医療センター センター長 副センター長 部長 副参事 公衆衛生学院 院長 事務長 こころの健康センター 所長 副所長 副参事 専門監 人権センター 所長 副所長 副参事 図書館 館長 副館長 専門監 副参事 総合博物館 館長 副館長 室長 専門監 副参事 美術館 館長 副館長 専門監 副参事 斎宮歴史博物館 館長 専門監 副参事 農林水産事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監 農林事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監 農政事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監 病虫害防除所 所長 副所長 家畜保健衛生所 所長 副所長 副参事 支所長 農業研究所 所長 副所長 総括研究員 副参事 室長 畜産研究所 所長 研究管理監 総括研究員 副参事

適用 年月日	内 容		
R7.4.1	地域機関	林業研究所 水産研究所 中央農業改良普及センター 農業大学校 関西事務所 計量検定所 工業研究所 高等技術学校 建設事務所 流域下水道事務所 教育支援事務所 埋蔵文化財センター 高等学校 特別支援学校 中学校	所長 研究管理監 林業人材育成推進監 総括研究員 副参事 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長 所長 副所長 室長 副参事 校長 副校長 教授 所長 副所長 所長 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長 校長 副参事 教頭 事務長 所長 副所長 室長 副参事 専門監 技術管理監 所長 副所長 室長 副参事 専門監 所長 所長 副所長 副参事 校長 教頭 事務長 船長 校長 教頭 事務長 校長 教頭

第4節 公平委員会の事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定により、昭和41年から四日市港管理組合の公平事務の委託を受けている。

令和7年度においては、当委員会に対して、四日市港管理組合職員から措置要求、審査請求の申請、職員相談はいずれもされなかった。

また、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則により四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定めているが、令和7年度においては改正を行っていない。

なお、令和8年3月31日現在における四日市港管理組合の管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

機 関	職
議会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
管理者の事務部局	部長 理事 次長 参事 会計管理者 課（室）長 調整監 港湾施設管理監 副参事 検査監 総務課で人事、給与制度、 予算及び庁舎管理を担当する副課長並びに人事及び給与制度を 担当する主査、主任及び主事

第5節 労働基準監督

地方公務員法第8条第1項及び第58条第5項の規定に基づき、当委員会が処理した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督業務の概要は次のとおりである。

1 勤務環境に関する実態調査

職員を取り巻く勤務環境の実態を把握するとともに、県の事業所における勤務条件の適正化及び職員の安全衛生の確保を図ることを目的として調査を実施した。

(1)調査の概要

- ・「状況調査」任命権者に対して、人事委員会報告で言及した主な課題に係る取組状況及び労働基準法、労働安全衛生法の周知や適用状況を確認。
- ・「事業所調査」事業所に対して、職員の勤務状況及び労働安全衛生に係る取組状況等について確認。

(2)調査対象

知事部局（各種委員会を含む）、教育委員会、警察本部

(3)調査実績

令和5年度 調査数 状況調査8回、事業所調査12か所
令和6年度 調査数 状況調査8回、事業所調査12か所
令和7年度 調査数 状況調査8回、事業所調査12か所

2 号別決定

(1)人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

（令和8年3月31日現在）

労働基準法別表 第1号別等	事業所名
12	消防学校、保健環境研究所、工業研究所、公衆衛生学院、高等技術学校、農業大学校、埋蔵文化財センター、図書館、総合博物館、斎宮歴史博物館、美術館、県立高等学校、特別支援学校、県立中学校、警察学校

労働基準法別表 第1号別等	事業所名
官公署の 事業 (別表第1に掲げる事業を除く。)	知事部局の各部局、地域防災総合事務所、地域活性化局、県税事務所、自動車税事務所、福祉事務所、児童相談所（一時保護課を除く。）、農林水産事務所、農林事務所、農政事務所、家畜保健衛生所、建設事務所、流域下水道事務所、食肉衛生検査所、計量検定所、病虫害防除所、東京事務所、関西事務所、女性相談支援センター、障害者相談支援センター、人権センター、中央農業改良普及センター、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、教育支援事務所、警察本部各課室隊所、運転免許センター、警察署

(2)労働基準監督署が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

(令和8年3月31日現在)

労働基準法別表 第1号別等	事業所名
1	警察車両整備工場
6	林業研究所、農業研究所
7	畜産研究所、水産研究所
13	保健所、児童相談所（一時保護課に限る。）、動物愛護推進センター、国児学園、子ども心身発達医療センター、こころの健康センター

3 貯蓄金管理状況報告（労働基準法第18条）

貯蓄金管理状況報告書		使用者	貯蓄金管理協定書	
届出年月日	受理年月日		届出年月日	受理年月日
R7.4.23	R7.4.28	県教育委員会	S47.1.20	S47.1.25

4 ボイラー等性能検査（労働安全衛生法第 41 条）

事業所名	検査対象		検査日	有効期間	備考
	ボイラー	第一種 圧力容器			
総合博物館		1	R7.9.26	R7.10.21～R8.10.20	107 号
工業研究所 金属研究室	1		R7.10.29	R7.11.24～R8.11.23	65 号
工業研究所 窯業研究室		1	R8.2.17	R8.3.24～R9.3.23	99 号
保健環境 研究所		1	R7.4.3	R7.4.16～R8.4.15	100 号
		1	R7.5.29	R7.6.14～R8.6.13	102 号
桑名工業 高等学校	1		休止中	休止期間 R5.5.24～R8.5.23	103 号
四日市農芸 高等学校		1	R8.3.4	R8.4.8～R9.4.7	58 号
		1	R8.3.4	R8.4.13～R9.4.12	98 号
四日市工業 高等学校	1		R7.4.24	R7.5.26～R8.5.25	101 号
久居農林 高等学校		1	休止中	休止期間 R6.1.26～R9.1.25	54 号
水産高等 学校	1		R8.1.22	R8.2.16～R9.2.15	78 号
		1	R8.3.6	R8.3.28～R9.3.27	70 号
伊賀白鳳 高等学校	1		R8.1.21	R8.3.8～R9.3.7	79 号
		1	R7.4.4	R7.4.24～R8.4.23	106 号
伊勢警察署	1		R7.7.24	R7.8.11～R8.8.10	69 号

ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査については、（一社）日本ボイラ協会中部検査事務所が実施している。

5 ボイラー等設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象		受 理 年月日	落成検査 年月日	有 効 期 間
	ボイラー	第 一 種 圧力容器			
該当なし					

6 ボイラー等廃止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 48 条・第 83 条）

事業所名	廃止されたボイラー等の 数		検 査 証 が 返還された日	備 考
	ボイラー	第 一 種 圧力容器		
該当なし				

7 ボイラー等休止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 45 条・第 80 条）

事業所名	休止されたボイラー等の数		受 理 年 月 日	休止期間
	ボイラー	第 一 種 圧力容器		
該当なし				

8 クレーン設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象	受 理 年月日	落成検査 年月日	有 効 期 間
	クレーン			
該当なし				

第 3 章 任用関係業務

第 1 節 採用試験

令和 7 年度においては、三重県職員採用候補者 A・B・C 試験、三重県職員採用候補者 A 試験（早期枠）、三重県職員採用候補者 C 試験（キャリア不問枠）、三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験、三重県警察官 A・B 採用候補者試験、市町立小中学校職員採用候補者 B・C 試験を実施した。

試験の種類	概要
三重県職員採用候補者 A 試験	試験問題が大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 A 試験 （早期枠）	試験問題が大学卒業程度の難易度の採用試験 従来の A 試験よりも試験や合格発表を早期に行う試験
三重県職員採用候補者 B 試験	試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 C 試験	試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 C 試験 （キャリア不問枠）	職務経験の有無に関わらず、就職氷河期世代も受験可能な採用試験
三重県職員採用候補者民間企業 等職務経験者試験	民間企業等での職務経験を通じて、即戦力として活躍 できる人材を求める採用試験
三重県警察官採用候補者試験	巡査を採用するために行う採用試験 大学卒業及び卒業見込みの人を対象とした警察官 A 採用 候補者試験を 2 回に分けて実施するとともに、警察 官 A の学歴要件に該当しない人を対象とした警察官 B 採用候補者試験を実施。（大阪府からの依頼により、A 試験 1 回目は 2 府県の共同試験として実施。）
市町立小中学校職員採用候補者 B 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験 のうち、試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用 試験
市町立小中学校職員採用候補者 C 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験 のうち、試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用 試験

各試験の受験資格・試験日程及び実施結果等は次頁以降のとおりである。

受験者確保のため、県職員等の仕事を紹介する説明会やガイダンスを実施したほか、民間が主催する就職・転職フェアへの参加、大学等での説明、X（旧 Twitter）等の SNS の活用などにより、職務内容等の紹介や三重県が魅力ある職場であることの広報を実施した。

競争試験の受験資格・試験日程 (令和7年度)

試験種類		試験区分	受験資格	公告日	申込 受付期間	第 1 次試験		第 2 次試験		名簿 確定日	合格 発表日
						日	場所	日	場所		
三 重 県 職 員	A 試 験	行政Ⅰ・行政Ⅱ・福祉技術・環境化学・農学・畜産・林学・水産・総合土木・建築・電気・機械・薬剤師・保健師・管理栄養士・警察保健師	① H8.4.2～H16.4.1 に生まれた人（行Ⅰ・行Ⅱ） ② H3.4.2～H14.4.1 に生まれた人（薬剤師） ③ H3.4.2～H16.4.1 に生まれた人（行Ⅰ・行Ⅱ・薬剤師以外） ④ H16.4.2（薬剤師はH14.4.2）以降に生まれた人で、大学（短大除く）を卒業した人、R8.3.31 までに卒業見込みの人、人事委員会がそれらと同等の資格があると認める人	5.9	5.9 ～ 5.29	6.15	津	7.12 ～ 7.28	津	8.11	8.12
	A 試 験 （ 早 期 枠 ）	行政・福祉技術・環境化学・農学・林学・総合土木・建築・薬剤師・保健師	① H8.4.2～H16.4.1 に生まれた人（行政） ② H3.4.2～H14.4.1 に生まれた人（薬剤師） ③ H3.4.2～H16.4.1 に生まれた人（行政・薬剤師以外） ④ 上記A試験④と同様	R7.1.21	R7.1.21 ～ 2.21	R7.3.1 ～ 3.14	テストセンター （オンライン会場含む）	4.5 ～ 4.18	津	4.29	4.30
	B 試 験	総合土木	H10.4.2～H18.4.1に生まれた人	5.9	5.9 ～ 5.29	6.15	津	7.12 ～ 7.25	津	8.11	8.12
		警察事務・司書	H10.4.2～H18.4.1に生まれた人	7.18	7.18 ～ 8.25	9.28	津	10.23 ～ 11.5	津	11.19	11.20
	C 試 験	一般事務・農業・林業・総合土木・電気・警察事務	H16.4.2～H20.4.1に生まれた人				津伊勢尾鷲	10.27 ～ 10.29	津	11.19	11.20
	C 試 験 （ キ ャ リ ア 不 問 枠 ）	一般事務	S51.4.2～H8.4.1に生まれた人	7.18	7.18 ～ 8.25	9.28	津	10.25 ～ 11.6	津	11.19	11.20

試験種類	試験区分	受験資格	公告日	申込 受付期間	第1次試験		第2次試験		名簿 確定日	合格 発表日
					日	場所	日	場所		
三重県職員	民間企業等職務経験者	S51.4.2 以降に生まれた人で民間企業等における職務経験（試験区分の業務に関するものに限る）が受験申込時において次のとおりある人 大学・大学院卒5年以上 短大・高専・高校卒7年以上 これら以外10年以上	7.18	7.18 ～ 8.25	9.3 ～ 9.29	テストセンター（オンライン会場含む）	11.1 ～ 11.16	津	11.30	12.1
警察官	警察官A	1回目 （男性・女性・語学・武道・サイバー捜査） （共同：大阪府）	R7.3.14	R7.3.14 ～ 4.16	5.11	津	6.9 ～ 6.24	津	7.17	7.18
		2回目 （男性・女性・語学・武道・キャリアアチェンジ）	7.18	7.18 ～ 8.25	9.21	津	10.31 ～ 11.14	津	12.4	12.5
	警察官B	男性・女性・サイバー捜査・キャリアアチェンジ	7.18	7.18 ～ 8.25	9.21	津 伊勢 尾鷲	10.31 ～ 11.14	津	12.4	12.5
市町立小中学校職員	B試験	学校事務	7.18	7.18 ～ 8.25	9.28	津	10.23 ～ 11.4	津	11.19	11.20
	C試験	学校事務				津 伊勢 尾鷲	10.27	津	11.19	11.20

(参考) 試験会場

試験名	第1次試験会場	第2次試験会場
A試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館
A試験（早期枠）	テストセンター（オンライン会場含む）	県庁講堂、吉田山会館
B試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館
C試験	津高校、伊勢庁舎、尾鷲庁舎	県庁講堂、吉田山会館
C試験（キャリア不問枠）	津高校	勤労者福祉会館、吉田山会館
民間企業等職務経験者	テストセンター（オンライン会場含む）	県庁講堂、吉田山会館
警察官A（1回目）	警察学校	津庁舎
警察官A（2回目）	警察学校	津庁舎
警察官B	警察学校、伊勢まなび高校、尾鷲高校	津庁舎

令和7年度三重県職員等採用候補者試験実施状況

令和8年4月1日現在

試験種類	試験区分		採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験		最終 合格者 数	競争率
					受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率		
三重県 職員 採用試験	一般 行政 分野	行政Ⅰ	約 40	219	132	60.3%	77	1.7	72	93.5%	62	2.1
		行政Ⅱ	約 8	47	41	87.2%	24	1.7	20	83.3%	13	3.2
	福祉 分野	福祉技術	約 2	14	10	71.4%	5	2.0	5	100.0%	3	3.3
	環境 分野	環境化学	約 2	6	4	66.7%	3	1.3	1	33.3%	1	4.0
	自然 分野	農学	約 9	17	15	88.2%	12	1.3	10	83.3%	8	1.9
		畜産	約 2	2	1	50.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
		林学	約 4	9	8	88.9%	7	1.1	7	100.0%	6	1.3
		水産	約 2	6	3	50.0%	2	1.5	1	50.0%	1	3.0
	工学 分野	総合土木	約 12	8	4	50.0%	4	1.0	3	75.0%	3	1.3
		建築	約 1	1	1	100.0%	0	—	—	—	—	—
		電気	約 2	4	1	25.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
		機械	約 1	3	2	66.7%	1	2.0	1	100.0%	0	—
	健康 衛生 分野	薬剤師	約 2	3	3	100.0%	3	1.0	3	100.0%	2	1.5
		保健師	約 5	10	8	80.0%	6	1.3	5	83.3%	5	1.6
		管理栄養士	約 2	20	18	90.0%	6	3.0	5	83.3%	2	9.0
		警察保健師	約 1	5	4	80.0%	2	2.0	2	100.0%	1	4.0
	小 計		約 95	374	255	68.2%	154	1.7	137	89.0%	109	2.3
	一般 行政 分野	行政 (早期枠)	約 30	579	534	92.2%	124	4.3	85	68.5%	62	8.6
		福祉技術 (早期枠)	約 3	44	41	93.2%	9	4.6	9	100.0%	7	5.9
	環境 分野	環境化学 (早期枠)	約 4	17	15	88.2%	12	1.3	8	66.7%	5	3.0
	自然 分野	農学 (早期枠)	約 8	46	42	91.3%	24	1.8	18	75.0%	13	3.2
		林学 (早期枠)	約 5	25	21	84.0%	15	1.4	11	73.3%	9	2.3
	工学 分野	総合土木 (早期枠)	約 20	48	45	93.8%	40	1.1	25	62.5%	23	2.0
		建築 (早期枠)	約 3	14	14	100.0%	9	1.6	6	66.7%	6	2.3
	健康 衛生 分野	薬剤師 (早期枠)	約 1	8	7	87.5%	5	1.4	4	80.0%	3	2.3
		保健師 (早期枠)	約 2	10	10	100.0%	6	1.7	5	83.3%	4	2.5
	小 計		約 76	791	729	92.2%	244	3.0	171	70.1%	132	5.5
	合 計		約 171	1,165	984	84.5%	398	2.5	308	77.4%	241	4.1

試験種類		試験区分		採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験		最終 合格者 数	競争率
						受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率		
三重県 職員 採用試験	民間企業等 職務経験者	一般行政分野	行政	約 11	108	96	88.9%	42	2.3	38	90.5%	22	4.4
			行政(デジタル)	約 1	3	3	100.0%	3	1.0	2	66.7%	2	1.5
		福祉分野	福祉技術	約 1	9	9	100.0%	4	2.3	4	100.0%	2	4.5
		環境分野	環境化学	約 1	4	3	75.0%	3	1.0	3	100.0%	1	3.0
		自然分野	農学	約 1	3	3	100.0%	2	1.5	2	100.0%	2	1.5
			林学	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
		情報分野	警察デジタル	約 2	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
		工学分野	総合土木	約 2	4	3	75.0%	3	1.0	3	100.0%	3	1.0
			建築	約 1	3	3	100.0%	3	1.0	2	66.7%	1	3.0
			電気	約 1	2	2	100.0%	2	1.0	2	100.0%	1	2.0
		健康衛生分野	薬剤師	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
			保健師	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
			管理栄養士	約 1	7	6	85.7%	3	2.0	3	100.0%	2	3.0
		合 計		約 25	147	132	89.8%	69	1.9	63	91.3%	40	3.3
	B	工学分野	総合土木	約 2	3	2	66.7%	2	1.0	2	100.0%	2	1.0
		警察事務		約 7	54	41	75.9%	21	2.0	19	90.5%	9	4.6
		司書		約 1	11	9	81.8%	3	3.0	3	100.0%	1	9.0
	合 計		約 10	68	52	76.5%	26	2.0	24	92.3%	12	4.3	
	C	一般行政分野	一般事務	約 10	51	40	78.4%	22	1.8	21	95.5%	14	2.9
		自然分野	農業	約 5	6	4	66.7%	2	2.0	2	100.0%	2	2.0
			林業	約 1	1	1	100.0%	0	—	—	—	—	—
		工学分野	総合土木	約 13	21	21	100.0%	16	1.3	12	75.0%	12	1.8
			電気	約 2	2	2	100.0%	2	1.0	2	100.0%	2	1.0
		警察事務		約 5	17	13	76.5%	11	1.2	9	81.8%	7	1.9
		小 計		約 36	98	81	82.7%	53	1.5	46	86.8%	37	2.2
		一般行政分野	一般事務(キャリア不問枠)	約 3	129	98	76.0%	22	4.5	22	100.0%	9	10.9
	合 計		約 39	227	179	78.9%	75	2.4	68	90.7%	46	3.9	
	県職員合計		約 245	1,607	1,347	83.8%	568	2.4	463	81.5%	339	4.0	

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験		最終 合格者 数	競争率
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率		
警察官 採用試験	男性	約 40	94	77	81.9%	73	1.1	69	94.5%	41	1.9
	女性	約 12	41	33	80.5%	30	1.1	29	96.7%	15	2.2
	語学 ポルトガル語	約 1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	武道 柔道(男性)	約 1	2	0	—	—	—	—	—	—	—
	A① 武道 柔道(女性)	約 2	2	2	100.0%	1	2.0	1	100.0%	1	2.0
	武道 剣道(男性)	約 2	3	2	66.7%	2	1.0	2	100.0%	2	1.0
	武道 剣道(女性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	0	—
	サイバー捜査	約 1	4	3	75.0%	1	3.0	1	100.0%	1	3.0
	小 計	約 60	147	118	80.3%	108	1.1	103	95.4%	60	2.0
	男性	約 4	27	21	77.8%	13	1.6	12	92.3%	5	4.2
	女性	約 2	18	9	50.0%	7	1.3	7	100.0%	2	4.5
	語学 ポルトガル語	約 1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	A② 武道 柔道(男性)	約 1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	武道 柔道(女性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
	キャリアチェンジ	約 4	12	10	83.3%	5	2.0	5	100.0%	3	3.3
	小 計	約 13	58	41	70.7%	26	1.6	25	96.2%	11	3.7
	合 計	約 73	205	159	77.6%	134	1.2	128	95.5%	71	2.2
	B 男性	約 29	69	59	85.5%	48	1.2	45	93.8%	29	2.0
	女性	約 8	32	28	87.5%	20	1.4	20	100.0%	11	2.5
	サイバー捜査	約 1	3	1	33.3%	1	1.0	1	100.0%	0	—
	キャリアチェンジ	約 3	15	14	93.3%	8	1.8	8	100.0%	3	4.7
	小 計	約 41	119	102	85.7%	77	1.3	74	96.1%	43	2.4
	警察官合計	約 114	324	261	80.6%	211	1.2	202	95.7%	114	2.3
市町立 小中学校 職員 採用試験	B 学校事務	約 13	63	37	58.7%	28	1.3	27	96.4%	13	2.8
	C 学校事務	約 4	5	5	100.0%	5	1.0	4	80.0%	3	1.7
	小中学校職員合計	約 17	68	42	61.8%	33	1.3	31	93.9%	16	2.6
総合計		約 376	1,999	1,650	82.5%	812	2.0	696	85.7%	469	3.5

第2節 採用選考

職員の採用は、地方公務員法により競争試験によって行うことを原則としているものの、職務と責任の特殊性等から競争試験になじまない職については、選考によることができるものとなっている。

1 選考職種の採用選考

「選考職種の指定及び採用資格要件」（昭和41年5月10日三重県人事委員会告示第1号）で指定する職種について、各任命権者からの申請に基づき実施した選考の結果は次頁のとおりである。

なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者を雇用するために実施している選考については、平成30年度までは身体障がい者を対象に実施していたが、令和元年度から精神障がい者、令和2年度から知的障がい者も対象とした。

2 職級別の採用選考

各任命権者から人事委員会あてに申請のあった職級別の採用選考（国の機関等からの割愛採用等。上記1の選考職種採用は除く。）は合計136名であり、内訳は次表のとおりである。（令和7年度中に任用したもの）

（単位：人）

任命権者 職級	知事等	病院事業 庁長	企業 庁長	議会 議長	教育 委員会	警察 本部長	計
部長級	3						3
次長級	4						4
課長級	7				6		13
課長補佐級	5				7		12
主査級	20	1			9		30
主任級	37	1			3	2	43
主事・技術級	16						16
警視						6	6
警部						3	3
警部補						3	3
巡査部長						2	2
巡査長							
巡査						1	1
計	92	2			25	17	136

3 令和7年度採用選考の状況

(単位:人)

職 種	任命権者	実施日	採用 予定数	申込者数	受験者数	基準 達成者数
獣医師	知事	7.5.18	6	1	1	0
試験研究技師(機械金属)	知事	7.5.18	1	1	1	1
臨床心理士	病院事業庁長	7.5.18	2	2	2	1
行政実務経験者(行政)	知事	7.5.18	若干名	3	3	3
獣医師	知事	7.7.13	9	3	1	1
児童福祉司	知事	7.7.13	1	6	6	2
心理判定員	知事	7.7.13	1	4	3	3
保育士	知事	7.7.13	2	4	4	4
臨床検査技師	知事	7.7.13/7.7.19	2	6	5	5
職業訓練指導員(機械加工系)	知事	7.7.13	1	1	1	1
職業訓練指導員(金属加工系)	知事	7.7.13	1	1	1	1
一般事務(障がい者)	知事	7.11.2/7.12.2 /7.12.8	5	29	26	5
学校事務(障がい者)	教育委員会	7.11.2/7.12.8	1	4	4	1
獣医師	知事	7.11.9	9	2	2	2
学芸員	知事	7.11.9	1	6	6	2
試験研究技師(機械金属)	知事	7.11.9	1	2	2	1
試験研究技師(材料工学)	知事	7.11.9	1	1	1	1
精神保健福祉士	病院事業庁長	7.11.9	1	1	0	—
臨床心理士	病院事業庁長	7.11.9	1	3	3	3
行政実務経験者(行政)	知事	7.11.9	若干名	5	5	3
行政実務経験者(農学)	知事	7.11.9	若干名	1	1	1
行政実務経験者(林学)	知事	7.11.9	若干名	1	0	—
行政実務経験者(総合土木)	知事	7.11.9	若干名	1	0	—

行政実務経験者(建築)	知事	7.11.9	若干名	1	1	1
カムバック(行政)	知事	7.11.9	若干名	1	1	1
カムバック(総合土木)	知事	7.11.9	若干名	2	2	2
心理判定員	知事	8.2.1	1	1	1	0
職業訓練指導員(情報系)	知事	8.2.1	1	3	2	2
機関士	知事	8.2.1	2	1	1	0
精神保健福祉士	病院事業庁長	8.2.1	1	1	1	1
理学療法士	病院事業庁長	8.2.1	1	3	3	3
カムバック(行政)	知事	8.2.1	若干名	2	2	1
計			52	103	92	52

※1次、2次に分かれる選考の受験者数は、1次の受験者数。
※障がい者の選考の基準達成者数は、合格者数と読み替える。

第3節 臨時的任用の承認

臨時的任用については、地方公務員法に基づき、職員の任用に関する規則で「緊急の場合」、「臨時の職である場合」、「任用候補者名簿に候補者がいない場合」において、任命権者は人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で任用することができるとされている。

本年度の任用件数（※人事委員会承認分）は延べ 263 件で、そのすべてが三重県教育委員会における任用である。

（※臨時的任用の承認に関する権限は一部任命権者に委任している。）

区分	任用延件数
三重県知事	0
三重県教育委員会	263
計	263

第4章 給与関係業務

令和7年10月15日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対し、人事管理及び職員の給与について報告を行い、併せて給与の改定について勧告を行った。

なお、勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料とするため、人事統計調査により職員の給与の実態を把握するとともに、職種別民間給与実態調査により民間従業員の給与の実態を把握した。

給与改定の概要と職員の給与等に関する報告及び勧告の内容は、次のとおりである。

I 本年の民間給与との比較による給与改定

改 定 の 概 要	実施年月日
1 月例給 【給料表】 ・ 公民較差を解消するため、引上げ改定 (行政職給料表平均改定率2.99%) 【扶養手当】 ・ 子に係る扶養手当を引上げ改定 (子1人12,000円⇒13,000円) 【特地勤務手当等】 ・ 地域手当との調整の廃止等を実施 【初任給調整手当】 ・ 医師等に対する支給月額を人事院勧告に準じて引上げ 【宿日直手当】 ・ 人事院勧告に準じ所要の改定	R7.4.1
2 ボーナス（特別給） ・ 職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.60月）が、民間の特別給の支給割合（4.63月）を下回っていることから、支給月数を4.65月に引上げ ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ配分	R7.12.1 R8.4.1

職員の給与等に関する報告及び勧告（令和7年10月15日）

【報告】

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事統計調査を実施し、職員の給与の実態を把握するとともに、民間従業員の給与の実態を把握するため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内801の民間事業所のうちから、161事業所を抽出し、

職種別民間給与実態調査を実施した。

なお、公民給与の比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上へ見直した。

また、物価・生計費等職員の給与決定に係りのある諸般の事情についても、調査・検討を行った。

I 職員の給与を決定する諸条件等

1 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 公民給与の較差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	398,579 円
職員(行政職)の給与 (B)	386,951 円
較 差 (A)-(B)	11,628 円 (3.01%)

(2) 賞与等の特別給の比較

民 間		職 員
三 重 県	全 国	
4.63月分	4.65月分	4.60月分

2 物価・生計費の動向（令和7年4月）

(1) 消費者物価指数（対前年同月比）

津 市	全 国
3. 1%	3. 6%

(2) 標準生計費

区 分	津 市		全 国	
	1人世帯	4人世帯	1人世帯	4人世帯
食 料 費	33,030 円	69,500 円	35,770 円	75,270 円
住居関係費	43,130 円	37,470 円	46,760 円	40,620 円
被服・履物費	4,170 円	6,560 円	6,230 円	9,800 円
雑 費 I	20,690 円	54,110 円	25,660 円	67,120 円
雑 費 II	14,090 円	37,090 円	10,640 円	28,010 円
合 計	115,110 円	204,730 円	125,060 円	220,820 円

(注) 雑費 I（保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽）

雑費 II（その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)）

Ⅱ 職員の給与に関する見解

1 本年の民間給与との比較による給与改定

(1) 公民給与の較差

- ・ 4月分の公民較差について、役職・学歴・年齢別に対比して公民較差を算出
較 差 11,628円 (3.01%) 〔人事院勧告 15,014円 (3.62%)〕

(2) 給与改定

月例給

【給料表】

- ・ 公民較差を解消するため、引上げ改定
(行政職給料表平均改定率2.99%)

【扶養手当】

- ・ 子に係る扶養手当を引上げ改定 (子 1 人12,000円⇒13,000円)

【特勤勤務手当等】

- ・ 地域手当との調整の廃止等を実施

【初任給調整手当】

- ・ 医師等に対する支給月額を人事院勧告に準じて引上げ

【宿日直手当】

- ・ 人事院勧告に準じ所要の改定

ボーナス (特別給)

- ・ 職員の期末・勤勉手当の支給月数 (4.60月) が、民間の特別給の支給割合 (4.63月) を下回っていることから、支給月数を4.65月に引上げ
- ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ配分

(3) 実施時期

- ・ 月例給：令和7年4月1日
- ・ ボーナス (特別給)：令和7年12月1日
(令和8年度以降の改定は令和8年4月 1 日)

2 その他の本年の給与改定

(1) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

- ・ 月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当について、法令改正や最低賃金の引上げ、他の都道府県の動向をふまえ、導入の検討が必要

(2) 級別資格基準表の廃止

- ・ 人事院勧告に準じて、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める級別資格基準表に係る制度を廃止

(3) 地域手当

- ・ 人事院勧告に準じて、令和8年度の級地別支給割合を設定（医師または歯科医師を除く県内に勤務する職員の支給割合は、引き続き4.7%）

(4) ヘキ地手当等

- ・ 特地勤務手当等と類似の趣旨の手当であると考えられることから、人事院勧告をふまえた文部科学省の考え方を注視していく必要

(5) 通勤手当

- ・ 人事院勧告における措置については、三重県の実態や実情をふまえるとともに、他の都道府県における状況を考慮のうえ、任命権者において適切に見直しを検討していく必要
- ・ 月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、人事院勧告に準じた所要の措置を講ずることが適当

3 その他の課題

(1) 教育職員の給与

- ・ 給特法等の一部を改正する法律が公布され、教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%へ段階的に引き上げる等の措置が講じられることとなり、今後、関係法令の改正や国における予算措置の動向をふまえ、教育職員の処遇の改善と見直しに適切に対応する必要

(2) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等に関する人事院の取組

- ・ 本年の人事院勧告では、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めるとしており、その動向を注視していく必要

【勧告】

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年三重県条例第72号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年三重県条例第61号）を改正することを勧告する。

- I 令和7年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係条例の改正
- 1 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）及び公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の改正
- (1) 給料表
- 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。※別記第1 省略
- (2) 諸手当
- ア 扶養手当
- 子に係る扶養手当の月額（扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第12条第4項または学校職員給与条例第15条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。
- イ 特勤手当に準ずる手当
- 新たに給料表の適用を受ける職員となり特勤公署または準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特勤手当に準ずる手当を支給すること。
- ウ 初任給調整手当
- 医師または歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。
- エ 宿日直手当
- 宿日直手当の支給額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。
- オ 期末手当及び勤勉手当
- (ア) 令和7年12月期の支給割合
- a b及びc以外の職員
- 期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。
- b 特定管理職員
- 期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とするこ

と。

- c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員
期末手当の支給割合を0.6875月分とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前提任短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前提任短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前提任短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前提任短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6125月分）とすること。

c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。※別記第2省略

(2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。 ※別記第3省略

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

Ⅱ 給特法の一部改正に伴う学校職員給与条例の改正

1 高等学校等教育職給料表

給料表の備考（二）を次のとおり改定すること。

備考（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に11,500円（教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）を、4級である職員の給料月額は、この表の額に3,800円（同規則で定める職員にあっては、この表の4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

2 中学校・小学校教育職給料表

給料表の備考（二）を次のとおり改定すること。

備考（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に11,500円（教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）を、4級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円（同規則で定める職員にあっては、この表の

4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1(2)オ(ア)、2(2)ア及び3(2)アについては、令和7年12月1日から、Ⅱについては、令和8年1月1日から、Ⅰの1(2)オ(イ)及び2(2)イならびに3(2)イについては、令和8年4月1日から実施すること。

2 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

Ⅰの1(2)イの改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

3 その他所要の措置

2に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

人事委員会年報（令和 7 年度）

令和 8 年 7 月発行

編 集 三重県人事委員会事務局

〒514-0004 津市栄町 1-891

（勤労者福祉会館 4 階）

電 話：（0 5 9） 2 2 4－2 9 3 0

F A X：（0 5 9） 2 2 6－7 5 4 5

E-mail：jinjii@pref.mie.lg.jp

ホームページアドレス：

<https://www.pref.mie.lg.jp/JINJII/HP/>